

平成29年2月2日

「テロ対策宮崎パートナーシップ推進会議」申合せ事項(案)

○ 「テロ対策宮崎パートナーシップ推進会議」会則の細部事項

1 第5条(構成等)関係

(1) 入会は、定例会において構成員の過半数の同意により決定するものとする。

但し、定例会に欠席者がある場合には、欠席者から委任状の提出を求めるものとする。

※ 特例「仮入会」

年に一回の定例会での入会決定では、次期定例会までに相当間のある時期の入会希望者について、入会決定が遅れることから、事務局から当該入会希望者に会議の目的、理念等を説明し理解を得た上で、会議構成員に機関・団体名、連絡先等を周知し「仮入会」として、構成員と同様の活動を認め、次期定例会で事後承認を受けるものとする。

(2) 脱会は、事務局への届出により成立するものとする。

(3) 任意の連携・協力関係にあることを基本的なスタンスとする。

2 第6条(会議)関係

(1) 定例会は、構成員の過半数の出席を持って成立するものとする。但し、定例会に欠席者がある場合には、欠席者から委任状の提出を求めるものとする。

開催時期は、原則として、毎年10月から11月の間とする。

(2) 定例会、臨時会及び実務担当者会合の位置付け

ア 定例会は、本会議の活動等について、会員の総意を諮ることや、会員全員に情報共有することなどを目的に、原則として年1回、開催するものとする。

イ 臨時会は、定例会とは別に、臨時的に定例会に準じた内容の会議を開催する必要のある場合に不定期に開催するものとする。

ウ 実務担当者会合は、(定例会の前段階で調整会議の位置付けで開催する場合や、臨時会開催までは必要なものの速やかに情報共有や協議をする必要が生じた場合などに開催するものとする。)

テロだけに拘わらず、大規模災害等突発的な重大事案など様々な脅威への対応の必要性が認められれば開催するものとする。

なお、定例会の前段階で調整会議の位置付けで開催する場合は、定例会の1, 2か月前（定例会が10月から11月の間の場合、概ね9月）をめどに開催するものとする。

(3) 必要に応じ会議への出席を求める構成員以外の者

公的機関や民間を問わず、例えば、危機管理や国際テロ情勢等に造詣が深い方などをいい、会議へのオブザーバー出席、講師依頼等を想定している。

実務担当者会合質疑応答まとめ

事務局	質疑応答に先立ち、本会議はテロ事案のみならず、南海トラフ巨大地震のほか突発的重大事案等様々な脅威への対応を含むことを補足しておきます。
質疑応答	<p>定例会は組織の会長等が出席するのか。それとも実務担当者でよいのですか。</p> <p>団体によって構成が異なるので一概には言えませんが、各機関ともトップの方は、ご多用であると思われる所以、定例会については、各組織の危機管理の最高責任者の出席が望ましいのではないかと考えます。</p> <p>実務担当者会合には、各団体の危機管理の事務を担当する職員の参加が望ましいと考えます。</p>
質疑応答	<p>来年2月2日の設立総会の開催場所はどこですか。</p> <p>この実務担当者会合と同じく、警察本部9階大会議室で実施します。</p>
質疑応答	<p>実務担当者会合は、テロが発生したときのみ開催ですか。</p> <p>都会に比べれば、テロの発生の可能性は低く、テロ発生時のみの会議開催では、本会議の活性化が図られない。</p> <p>テロだけに拘わらず、例えば宇都宮で発生した、爆発物利用による自殺事案や大規模災害等突発的な重大事案など、様々な脅威への対応等必要性が認められれば開催する考えです。</p>
質疑応答	<p>入会希望者はどこまで幅広く受け入れるのですか。</p> <p>本会議の趣旨に賛同いただければ拒むことはなく、幅広に入会していただきたいと考えています。</p> <p>入会及び脱会のあり方については、会則（案）細部事項で説明したとおりです。</p>
質疑応答	<p>県医師会、県薬剤師会等の活動状況はどうなっているのですか。</p> <p>本会議とは別に、爆発物の原材料調査等で御協力いただいています。</p>
質疑応答	<p>定例会、臨時会及び実務担当者会合の位置付けがよく分からぬのですが。</p> <p>定例会は、年に1回開催します。</p> <p>臨時会は、定例会とは別に臨時に参加機関の意向等を確認、協議するときに開催します。</p> <p>開催の機会・頻度は、その時々の情勢によりますから、一概には言えませんが、そう多くないと思われます。</p> <p>実務担当者会合は、臨時会までは必要ないが情報共有をしていた方が良いと認められるときや定例会前段での調整会議の位置付けで定例会の前に開催することを想定しています。</p>
質疑応答	<p>民泊が国会を通過予定であるが、民泊又は貸しマンションはホテルと違ってフロントを通さないので顔が見えないことが懸念されている。</p> <p>民泊については、県や市の条例により許可制になると思われ、それぞれ各市町村が管理されるのであろうが、今後、市町村の民泊担当者の入会も検討してはどうですか。</p> <p>民泊問題については、今後対応する態勢を検討していきます。</p> <p>この会議は、発足しようとする初段であり、位置づけ的には、県レベルの代表組織で構成しているものであります。将来的には、必要性があれば、県内の他の主要自治体(都城市、延岡市等)の市町村レベルでの発足もあり得ると考えています。</p>